

第 1155 回 高知市教育委員会 11 月臨時会 議事録

1 開催日 平成 27 年 11 月 16 日 (月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 65 号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

5 出席者

(1) 委員

1 番委員長	谷 智 子
2 番委員	山 本 和 正
3 番委員	西 森 やよい
4 番委員	野 並 誠 二
5 番委員	松 原 和 廣

(2) 事務局

教育次長	土 居 英 一
教育次長	橋 本 和 明
学校教育課長	野 村 能 教
教育環境支援課長	弘 瀬 健一郎
人権・こども支援課生徒指導対策監	西 澤 勇 司
教育研究所長	多 田 美奈子
少年補導センター所長	澤 本 光 男
学校教育課副参事	今 西 和 子
教育政策課教育企画監	和 田 広 信
教育政策課長補佐	宮 田 小 町
教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
教育政策課主任	横 田 由紀子

1 平成27年11月16日(月) 午後3時00分～午後4時40分(たかじょう庁舎5階北会議室)

2 議事内容

開会 午後3時00分

谷委員長

ただいまから、第1155回高知市教育委員会11月臨時会を開会いたします。始めに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は松原教育長、お願いいたします。

松原教育長

はい。

谷委員長

それでは、議案審査に移ります。本日の議案は1件です。日程第2 市教委第65号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題とします。9月の定例会では、事務局で行った1次評価について協議をいたしました。その協議結果を踏まえての内容と1次評価に対する事務点検評価委員2名の意見の入った報告書の素案をご一読いただいていることと思います。

本日は事務局から説明後、内容に関して皆さんからご意見をいただくこととし、次回11月26日定例会において、今回皆さんからいただいたご意見を踏まえて、議会に提出する最終的な事務点検評価報告書を取りまとめることといたします。では、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

教育政策課の宮田でございます。平成27年度の教育委員会事務の点検評価につきましては、先ほど、委員長からもご説明いただきましたように、9月の定例会で協議いただきまして、その折にいただきましたご意見と、それから点検評価の外部委員2人を委嘱して、ご意見をいただいておりますので、そのご意見を踏まえて、本日整いました報告書の素案のご審議をいただくということになっております。

それでは、順次、素案の内容のご説明をしていきたいと思っております。素案の表紙をお開きいただけますでしょうか。開きましてすぐ、「はじめに」ということで、教育委員会事務の点検評価の位置付け、それから今年度実施する4つの項目などにつきまして、概要の説明がございます。

それから最後の段落には、今年度のお2人の点検評価の外部委員、学校法人高知学園 学園本部の東好男本部長、それから高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門の岡谷英明教授のご紹介をしているところです。

続きまして、目次の次、1ページ目をお開きいただけますでしょうか。ここでは、「事務の管理及び執行状況の点検・評価について」ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて、点検評価が行われていること、それから次年度の施策に反映させるため、当該年度を対象年度とすることなどについて記載しております。

また、点検評価の方法につきましては、4つの項目をそれぞれの事業レベルにまで分けて評価した上で、改めて点検評価対象項目の取組全体を評価し、翌年度への見直しにつなげることなどを説明しているところです。

3ページ目からは、それぞれ対象事業の説明になります。そして、30ページ目以降になりますけれども、こちらは点検評価の外部委員からいただきました担当課の一次評価に関する意見と改善点等の提言を評価項目ごとに取りまとめたものを掲載しています。

それでは、戻りまして、3ページ目以降に評価対象項目ごとの評価の内容を詳細に書いておりますので、この後、各所課の方から順次説明をするようになります。なお、今後のスケジュールでございますが、先ほど委員長の方からもありましたけれども、素案につきまして、今回ご審議いただいた後、さらにそのご意見を反映させました案を11月の定例会で再度ご審議いただいた上で、今年度の高知市教育委員会事務の点検評価結果報告書として、議会への報告、それからホームページでの公開を行う予定でございます。私からの説明は以上でございます。

谷委員長

それでは対象事務1の保幼小連携教育の推進について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課副参事

報告書の10ページ11ページをご覧ください。こちらに、今回対象となりました2つの事業がシートとして載っております。保・幼・小連携教育の推進のうち、1つ目の事業が、保・幼・小連携推進地区事業で、前回ご説明申し上げたように保・幼・小の人をつなぐ、組織をつなぐ、教育をつなぐ取組を先進的に8つの推進地区と新たに4つの推進地区、計12推進地区で進めてもらっているものです。

11ページの方は、小1プロブレム対策事業といたしまして、これは小1サポーターを、4月から9月の期間に小1の学級に配置することとともに、その学校でスタートカリキュラムを実施するという両輪の取組で、小1プロブレムを防ごうという事業でございます。

それでは、5ページの下から、点検評価委員の意見・提言への対応ということでご説明を申し上げます。この2つの事業を含めた保幼小連携教育の推進全般につきましては、評価委員から、2事業は達成すべきレベルを着実にクリアしているという評価と、それから小1プロブレム発生率が段階的に減少していること、また、学力の二極化の解消につながっているという成果を評価していただきました。

6ページからをご覧ください。ここには、まず1点目の保・幼・小連携推進地区事業について、8つのご提言をいただいております。全般としては、計画的な取組が進められており、今年度の推進校12校のプログラム実施率は、既に100%で、順調にスタートが切れているというご意見をいただいております。いただいたご提言を簡単に紹介しますと、1点目、各推進地区の取組の内容や質を検証するポイントを示したらどうか、2点目、事務局の指導、助言により各推進地区の自立的な取組が進むようサポートすることが必要ということでした。

この2点につきまして6ページの後半にありますように、保・幼・小連携の取組を改善していくためのポイントとしては、すでに、その視点というものを、例えば、交流では、互惠性のある交流ということ、スタートカリキュラムでは「子どもの気付き・自己決定・子ども同士の関わり」の3点を設定してリーフレットにまとめ、各方面への助言の際にも意識して発言しているようにしていることと、7ページの上にありますように、各推進地区が自らの立ち位置を現在地からどこまで進んでいるかをステップ0からステップ4まで、それぞれ人をつなぐ、組織をつなぐ、教育をつなぐごとに、検証ができるように、こういうチェックシートをお配りしているものですので、こうしたものを活用することで、提言の①、②に対応できるものではないかと考えています。

提言の③といたしましては、本事業は1年生の担任のみが行うのではなく、全校的にやるような雰囲気醸成するということですので、特に教育をつなぐ取組においては、1年間だけのものではなく、学校の教育課程全体にぶつけて、取組改善のサイクルを作っていくことが重要ということを校長会等において積極的に発声してまいりたいと考えています。

4点目、推進地区の取組を相互に学び合えるように、優良事例を発信し、情報を共有する機会を作ったかどうかということで、そのことは、ちょうどタイムリーに、7ページの写真にありますように、先日11月6日ですが、今年初めて12推進地区が一堂に会する連絡協議会というのを開催してみました。その中で8推進地区は、3年目になるベテラン推進地区ですので、8推進地区がプレゼンをしたり、資料を出してくれたり、それから子どもたちの活動の様子ビデオを見せてくださったりして、新たな推進地区に助言をする取組が成果につながったというような発信をしてくださるという学び合いの場を設定することができました。

5点目と6点目が、今後、なかなかハードルが高いかと思うところですが、まず、推進地区の全ての保育所、幼稚園がもれなく本事業に参加できるようにしたらどうかということと、それから全市的に、全校区でこの事業が実施できるような設定を今後考えていったらどうかということで、7ページの下にその対応を載せておりますけれど、全市的な事業展開については、予算のこともありますし、民営保育園など一部の園では、なかなかご協力をいただけないところもありますので、そこは、少しずつこども未来部の保育幼稚園課との連携も深め、民営保育園園長会などにも、進んで参加をし、共通理解を図っていただきながら、今後の5か年計画というのを作成して取り組んでまいりたいと考えております。

7点目は、スタートカリキュラムの更なる充実という点でございます。それは8ページの上にお答えを書いておりますところですが、新1年生が決まってからスタートカリキュラムについての研修ができれば、最も効果的であると思うのですが、3月終わりから入学式までの大変学校が多忙を極める時期に、まさに小1担任を対象とした研修を位置付けるというのは、なかなか難しいと判断しまして、一昨年から事務局の方から小学校に出向いて、30分でも時間を取ってもらって、スタートカリキュラムの意義と方法について、資料を用いて説明を行い、改善につなげるようにしておりますので、これを続けていきたいと思っております。

最後8点目は、幼児教育に関わる全ての機関が、一堂に会するような機会を設定するなどして、特に、アプローチカリキュラムの重要性を伝達するようという提案がございました。それに対しては、8ページの上から2つ目、「⑧について」にございますように本年度も、保幼小中の教職員が一堂に会する研修会を来年の3月4日に実施するようしておりますので、そうした場で、アプローチカリキュラムの優れた実践というものを提案しながら広げていくような取組につなげたいと考えています。

次に、2つ目の事業、8ページの中ほどからあります小1プロブレム対策事業についてです。評価委員からは、本事業についても、ニーズが高く、学校からの要望を受けて、全ての学校に配置するようにしたらどうかというような意見をいただいております。

提言の①としまして、小1プロブレムの発生の実態や背景、合わせて対策や手立てを分析し、指導に役立てたらどうかというご提言をいただいております。その提言の①につきましては、8ページの下段にお示ししてございますように、毎年調査が行われるようになって4年目です。その結果を次のように、プロブレムの原因とか、効果があった取組というのは、入学前と入学後にまとめまして、これは、プレゼンのスライドの一場面でございますけれど、校長会においては、この分析の結果を詳細にわたって説明をし、情報を共有し、小1プロブレムを予防するのに効果のあった取組、入学前と入学後について共有していただくようにしております。

提言の②といたしまして、ニーズが高い事業であるので、要望があった小学校に全て配置できるような働きかけをということでございまして、それを9ページの上の「②について」で述べておりますが、財政当局に要請をしていく際にも、そのままではなかなか予算を付けていただくことはできないと思うので、小1プロブレムの発生率の4年間で段階的に減少していること、また、幼児期の教育と小学校教育の接続に関する理解も進み、低学年の授業改善にもつながっているというこ

と、学力向上対策にもつながっているというような点を成果として発信し、要望を重ねてまいりたいと考えています。

提言の③としましては、今後、保護者や地域の人材などと連携し、持続可能なものにしていったらどうかということでございますが、それにつきましては、9ページの下段にありますように、例えば、仙台市などでも、250円くらいの給食代だけで、ほぼボランティアでこの小1支援員というのを配置しているようでして、そういうモデル的な取組も調べたり、学校支援地域本部の事業などにも調査をかけたりにして、本市で持続可能なプランにするための方策を検討していきたいということを考えております。

実際、この配置が9月に終わった後も、地域の方などは、学校がこんなに苦勞しているんだったらちょっとでもお手伝いしたいということで、ボランティアで引き続き小1の支援に入ってくださっている方もたくさんいると聞いております。

そういうご厚意に甘えるだけではないと思うので、持続可能なシステムとしてやれるような方向を今後考えていきたいと思っています。保幼小連携教育の推進については以上です。

谷委員長

この件に関して質疑等をお願いします。

かまいませんか。この小1プロブレム対策事業の小1サポーターの配置について財政当局に要請していきたいというのがあって、これの点検評価委員からの意見等にもあるので、これをすごく活用して、来年はぜひ広げていただけたら、現場がすごく求めているものなので、積極的によろしくをお願いします。それともう1点、7ページの写真ですが、ちょっと詰まっているので、入れにくいかもしれませんが何の写真かを下に一言説明を入れてもらったらと思います。これは他のところについても、写真の下に何の写真かの説明を入れてもらったら、より分かりやすいかと思うので、よろしくをお願いします。

学校教育課副参事

はい。

谷委員長

他にございませんか。よろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

では、続いて対象事務2 不登校対策の推進について、事務局から説明をお願いします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

人権・子ども支援課の西澤でございます。不登校対策の推進についてご説明させていただきます。不登校の出現率においては、非常に厳しい状態が続いておりまして、高知市といたしましても長期欠席及び不登校の出現率において、全国平均を目指すために、子どもたちの安全、安心に成長できる居場所づくりのため、予防的、組織的な取組を行っていくための3つの事業を、前に教育委員会の定例会で説明しました。

スクールソーシャルワーカー活用事業、学校カウンセラー活用事業、児童生徒等自立支援教室運営事業の3つの事業につきまして、それぞれ点検評価委員の意見、提言を基に、各担当所課から説明をさせていただきます。

少年補導センター所長

少年補導センター澤本でございます。児童生徒等自立支援教室運営事業につきまして、評価委員から意見を受けましたことの説明をさせていただきます。

お手元の資料の13ページからになりますが、評価委員からは、児童生徒等自立支援教室の事業につきましては、平成26年度の学校復帰及び進学割合が、達成すべき目標レベルにあると評価をしていただきました。

提言といたしましては、14ページの上に4項目ございまして、1番目は「卒業生」を見守るフォロー対策の構築、2番目は児童生徒の課題発生の未然防止、指導方法等の研究、3番目は担当者をサポートする関係機関等との連携の場の設定、4番目は地域と連携し機動的な対応ができる体制づくりについてをいただきました。

提言の①につきましては、児童支援教室から学校復帰や進学、就職をした児童生徒に対して、街頭補導中や中学校に訪問した際に、本人若しくは学校の先生に声をかけることを行うとともに、現在の状況等の把握を行い、不安や悩みの解消に努めていきたいと考えています。また、高校に進学した生徒に対しましては、少年補導センターが委嘱をしている高校補導専任の先生と連携を密にし、保護者や生徒を支援していきたいと考えています。

提言の②につきましては、児童生徒や保護者、学校教員との面談を積み重ね、よりきめ細かな聞き取り調査等を実施していくことで、課題発生の要因を探り、分析することで、難しいことではあると思いますが、可能であれば、未然防止の方法や効果的な指導方法を研究し、学校現場にフィードバックできればと考えています。

提言の③につきましては、実際に児童生徒に向き合う指導員や補導センターの担当者だけに任せるのではなく、指導員や担当者が専門家や関係機関と定期的な話合いの場が持てるように連携を強化するばかりではなくて、指導員や担当者に各種の研修に参加していただき、指導力の向上等に努めてまいりたいと考えています。

提言の④につきましては、児童生徒のたまり場情報等に、臨機応変に対応できるよう、補導センター職員がチームを編成するなどして、家庭訪問や地域の巡回を実施するばかりではなく、地域の地区補導員など、地域の方々と一緒に行動するなど、地域の力をお借りして、児童生徒や保護者を見守り、支えていけるような体制の構築を研究したいと考えております。以上でございます。

人権・こども支援課生徒指導対策監

続きまして、学校カウンセラー推進事業、14ページから15ページを見ていただいたらと思います。評価委員からは、学校カウンセラー推進事業につきましては、臨床心理士の数が全国的にも少ない地域にもかかわらず、市内50校に学校カウンセラーを配置し、4,000件を超える相談を行っていることについて、高知市の施策を大変、的を得た施策であるという高い評価をいただきました。その上で、15ページに書かれている4つのことが必要であるという提言をいただきました。

まず、提言の1つ目につきましては、カウンセラーの配置の一層の充実強化、有資格者等の人材確保や予算の確保という点でございます。学校現場においては、限られた条件の中で、できる限り効果的に活用するための配置の工夫を行っております。各学校からの要望書を基に、高知市としましては、県教委に対してはスクールカウンセラーの全校配置を強く要望しております。

学校カウンセラーにつきましては、小学校において、少なくとも1回の訪問時間として3時間、現行では2時間の学校がありますので、これを確保できるように改善を図りたいと考え、今後も小中連携の観点を踏まえて、できる限り現場のニーズに近づけるように検討していきたいと思っております。

提言の2つ目といたしましては、不登校を内容とする相談の割合を高めることを目標数値とすることに対する懸念ということがございます。

相談件数のうちで、課題の改善、解決につながった割合等もカウンセラーの活動を評価するための大切な視点ではございますが、現在の相談体制が不登校対策に対して実効性のあるものとなっているかを相談件数の割合から検証する必要があると考えております。

児童生徒にとって、カウンセラーの存在が身近なものになるように、カウンセラーが校内巡回しながら児童生徒に声掛けをするなど、開発的生徒児童の観点を盛り込んでいくことにより、相談機会を拡大し、不登校の出現率抑制につなげていきたいということです。

提言の3つ目といたしまして、カウンセラー研修やサポート態勢の充実については、学校カウンセラーの研修会を今現在、年3回行っております。研修会では、臨床心理士によるスーパービジョン面接、そこに書かれてあるような実際に受けた相談に対してアドバイスを受けるもの、それから面接者と具体的な対処の仕方についての演習等を行い、カウンセラーのスキルアップを図っています。今後は、学校カウンセラーやスーパーバイザーの設置などで、年間を通して必要に応じて、カウンセラー自身を支援できる体制づくりを進めていきたいと考えております。

提言の4つ目につきまして、児童生徒をカウンセラーにつなげる仕組みの工夫といたしまして、提言の②に対する取組の項にもありますように、カウンセラーが単に受け身にならないような体制づくりを推進していきたいと思っております。

今現在、生徒指導スーパーバイザーとの情報共有やスクールソーシャルワーカー、民生児童委員との交流の機会を設けるなど、児童生徒個々の現状や状況の変化をより早く発見し、カウンセリングにつなげられるよう、学校にも協力を要請していきたいと思っております。以上でございます。

教育研究所長

続きまして、スクールソーシャルワーカー活用事業についてです。評価委員からは、不登校の背景にある様々な家庭環境等、やはりそこに入っていかなければならないということで、このスクールソーシャルワーカーの活用事業は、支援期間が3か月でありながら問題解決には随分効果があるものではないかということでの一定の評価をいただいたところです。

16ページにあります3点についてご提言をいただいております。まず、提言の1点目ですけれど、学校とスクールソーシャルワーカーが、ともに組織的に動いていくということ、またその体制づくりが大切ではないかという提言をいただきました。

その下に書いておりますけれど、不登校の出現については、各学校の方が把握をし、学校が中心となりながら、スクールソーシャルワーカーと連携を取ることで、学校ごとに、定期的に行っている支援体制の中で、情報を共有しながら、また、教育研究所なども関わりながら、その支援体制の中で、個々の子どものケースについては、情報を共有しているところでもあります。ただ、なかなか家庭環境の厳しいところ、その改善を図るということでご提言をいただいたように、学校とスクールソーシャルワーカーが具体的な相互連携を図っていくということが必要ではないかと考えております。

次に、提言の2つ目ですが、福祉あるいは専門機関、地域社会、それぞれ大きな役割を持っているので、首長部局がリードして対応していく仕組みが必要ではないかというご提言をいただきました。その下に書かせていただいておりますけれど、高知市の方では要保護児童対策地域協議会に登録している子どもについては、子ども家庭支援センターが、情報を集約しているというシステムにはなっております。

しかしながら、要保護児童対策地域協議会には登録はされていないけれど、家庭環境が厳しいという子どもたちが、各学校の中におりますので、そこが、公的な福祉、あるいは医療というところへつながっていくということが、ケースも多いことでもありますので、その首長部局との連携ということは非常に大事なことでと考えております。

特に、健康福祉部やこども未来部に主体的に現状把握してもらいながら、リードしていただく、あるいは、スクールソーシャルワーカーが、その部局につないだ時に、主体性を持って、改善を図って行っていただくというような仕組みづくりというのは、ご提言いただいたように、大切なものだと考えています。

提言の3点目でございますが、スクールソーシャルワーカーの専門性という意味での人材確保及び雇用形態や専門性を高めるための研修が必要ではないかということで、ご提言をいただきました。

これにつきましては、人材確保というところですけど、全国的にもそうなのですが、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持つ方は非常に少ないのが現状でございます。人材確保は高知市の方でも苦戦をしているところですけど、雇用形態が非常勤という形ですので、スクールソーシャルワーカーとの兼任でお願いしたり、あるいは他に仕事を持っていても、可能な時間をお願いするような形態を現在のところはとっています。また、1週間の勤務していただける時間が限られているところもありますので、そこについては図っていかねばと思います。

最後に、専門性を高めるための研修というところですけど、高知市の方では、毎週月曜日にそれぞれの事例を共有しながら、スクールソーシャルワーカーの一人の判断ということにならないような形で、情報共有を図るとともに、資質の向上というための研修も行われております。場合によりましては、県のスーパーバイザーなどにも入っていただくような、その中での専門性を高めていくということも行っているところです。

また、県が主催するスクールソーシャルワーカー、県内全体の研修などもありますので、そういう機会を捉えながら実施しているところですけど、そこがどうしても自主参加ということになりますので、なかなか時間確保が難しい状況もありますので、県との連携を図りながら、さらにスキルアップを図っていくような、どのようなやり方があるのかということ、また努めていきたいと思っております。簡単ですが、以上です。

谷委員長

それでは不登校対策の推進について、質疑等をお願いします。

西森委員

実情が分からないので、教えてください。今、学校に関わってくださっている方で、今出た専門職というと、社会福祉士と精神保健福祉士と臨床心理士という3つほどの職種が上がったと思いますが、市で常勤のこれらの職員はいらっしゃるのですか。部門によってはいると思いますが、後は非常勤ということになると、ずばり言ってしまえば、どうやって生計を立てていくかとなった時に、どこか病院とか、介護施設とかに勤務されている社会福祉士とかもいらっしゃると思うんですけど、そういう方に向け持ちしていただくというような感じになっているのではないかと想像するんですけど、その辺りの実情というのを教えていただけますか。

教育研究所長

教育研究所の多田です。スクールソーシャルワーカー等につきましては、現在は、社会福祉士の資格を持っている方を1年間の雇用ということでお願いしております。その他には、教員OBの方等に力を借りながらやっているのが現状です。高知市といたしましては、常勤で勤めている方は、健康福祉部の方の仕事では社会福祉協議会などで勤めている方ですので、なかなか、今、教育委員がおっしゃっていただいたように、病院などで固定して働ける場所があり、生計がありますので、どうしてもスクールソーシャルワーカーを1年ごとをお願いしていく形になりますので、なかなか確保ということが難しいところが現状です。

西森委員

県外の臨床心理士に、何年前にお会いした時には、養成機関があったり、都市部だったりすると、臨床心理士があふれていて、逆にお仕事がないとお聞きしています。臨床心理士は、何年前は、確か、専門の大学院を出て何年間か臨床をしてからやっと受験ができるという、ものすごいハードルの高い資格だと思ってまして、そんな方々があふれているとは、なんてうらやましいと思ったんですけど、高知は残念ながら養成機関がないというか、放送大学くらいしか特にないのはなかったかと思いますが違いますか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

人権・こども支援課の西澤でございます。委員がおっしゃるように、高知には養成機関はございません。四国では、鳴門教育大がメインになろうかと思っておりますけれども、高知県についても鳴門教育大と県が連携をして、実際に高知県においても足りていませんので、来年度に向けては、まだ国と県の話の中では拡充していくという話になっておりますので、それとまた学校カウンセラーの資格は、臨床心理士という固定ではないですけれども、学校カウンセラーは面接等を含めて、経験の中でこちらが採用していくわけですけれども、そういう形で非常に苦慮している部分がございます。

西森委員

なかなか、本当に、臨床心理士は、それだけのいろいろな意味でのコストを投じて、やっと資格をお取りになって、すごく技術のある方たちだと私は思っているのですけれども、それで、やはり非常勤の待遇ですということだと、別の安定したお仕事できるところに行きますということになるだろうと思います。海辺の杜のホスピタルでしたか、あそこは確か、臨床心理士が6人くらいいらっしゃるんですけど、それも県内の医療機関としたら、最大規模じゃないかと思うのですが、なかなか学校に来ていただく方策は難しいと思います。

谷委員長

他にありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

そしたら次へ行きたいと思います。続いて、対象事務3 学校給食における地産地消、食育の推進について、事務局からの説明をお願いします。

教育環境支援課長

教育環境支援課の弘瀬でございます。学校給食における地産地消、食育の推進について、説明させていただきます。

まず、先ほどお配りした資料につきましては、前回の教育委員会の時にもお返しをしました本市における食育推進に関わっての全体計画でございます。今回の対象の事業は、食に関する指導の充実（小中学校食育・地場産品活用推進事業）が対象になっておりますけれども、この全体の計画で言いますと、教職員の食育への理解を深め、食に関する指導体制づくりや全体計画の見直しを進め、年間指導計画の作成、内容の充実を図るという点と、食に関する学習や体験活動等の取組、地場産物の活用を通し、保護者や地域と連携しながら恒常的な食育を進める。この2つが大きく関わっているところでございます。

このことにつきまして資料の21ページになりますけれども、点検評価委員の意見、提言ということにつきましては、地域食材利用割合をまず重量ベースで拡大し、他方で学校において食に関する各学年の年間指導計画を立て、体験学習活動を拡大するなどして、食育を推進する本事業は、大変合理的な事業であるということの評価をいただいたところですが、その上で7つの事柄が必要であるという提言をいただきました。

7つにつきましては、その下に①—1から22ページの上までの⑥の7点でございます。この7点につきまして、それぞれどういった対応をするのかということをご説明いたします。

まず、提言の①—1、これは年間指導計画が、まだ作成されていない学校に対する支援ということでございます。具体的には、本年度内には未作成校に対して、小学校校区で兼務の発令をかけております栄養教諭及び教育環境支援課の職員による具体的な支援を行いまして平成28年度の作成目標率の達成を目指したいと考えております。現在、その準備を進めているところでございます。作成目標率は小学校100%、中学校50%ということでございます。

続いて、提言の①—②についてでございますけれども、実際、作成校に対して実施状況の点検、改善方法の検討などを計画的、具体的に行う組織等を整備するとともに、計画期間中における取組の質の向上を図る必要性について、提言をいただいたところです。これにつきましては、各学校の食育の取組についての情報共有及び学校に対しての食育推進に向けた研修等について検討していきたいと思っております。

さらに、食育の取組に関する情報発信につきましては、右に小さいですけれども、高知市立学校の取組というホームページの欄の切り張りをしておりますけれども、すでにこういうページを作成しておりますので、それぞれの学校の取組ということを、各ホームページの充実というところで対応していきたいと考えております。

続いて、提言の②につきましては、「食に関する体験学習」の実施校の拡大ということについて、提言をいただきました。その提言の中で、平成26年度と比較して平成27年度では、1校のみの増加にとどまっているが、原因は何かというようなご質問もいただいているところでございます。

食に関する体験学習につきましては、小中学校食育・地場産品活用推進事業、食育体験学習の授業を活用している学校が、先ほどの21校ということですが、すでに学校独自で食に関する体験学習を実施しております小・中学校がございまして、小学校で言えば、市内に41校ありますけれども、この体験学習を実施していない学校は5校ということになっておりまして、実際のところ36校は何らかの体験学習をしているという実態がございまして、このようなことから、来年度は未実施校に対しまして、食育体験学習実施校の取組紹介を図るとともに、本事業の活用を促し、実施校の拡大を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、提言の③の学校の取組の支援及び関係部署との連携ということで、提言をいただきました。子どもたちにとって、生きた教材として、地場産物を知り、地域の食文化を継承していくために、小学校及び中学校給食全校実施を視野に入れまして、高知市学校給食地場産品活用推進モデル地区の取組を共有するとともに、今後の中学校給食の実施に向け、本市農林水産部と連携をし、生産者や業者と協議の場を持ち、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

関係の部署といいますと、例えば、JAでありますとか、そういった関係のところと、現在も協議を進めているところですが、平成30年度の実施に向けて、本年度、来年度と段階的に何ができるのかということを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、提言の④の給食の食材に関する研究についてということでご提言をいただきました。これは、例えば、少し例をご紹介しますと、評価委員の方からは、魚は地域で量的に確保ができて、大きさや形状の異なる開きではなく、加工度を高めたミンチ等にして、大きさや数、量を揃えやすくすること等が必要となり給食の食材になりにくい。こういったことを考えた上で、もう少し検討してみてもどうかという提言をいただいたところでございますので、地域食材の利用拡大を図るため、本市では、高知市学校給食地場産品活用推進協議会というのを年2回開催しております。これには、実際、栄養士の方、先ほどご紹介しましたJA関係の方々等々も参加していただいておりますので、そういった方々と検討し進めてまいりたいと思っております。

続きまして、提言の⑤の地域食材の活用率の目標指標の検討ということです。これは、重量ベース、それから品目のベース、それぞれ一長一短あるということ、ご指摘いただいているんですけれども、教育活動の内容や質の向上に結び付く目標を設定してはどうかというご提言でございますので、そういった目標について検討してまいりたいと考えます。

最後、提言の⑥についてですけれども、本市における栄養教諭を増配置してはどうかというご提言でございます。本市単独での栄養教諭の配置というのは、難しい状況がありますので、高知県教育委員会に対して、本市における食育の推進のために栄養教諭の増配置を要望してまいりたいと考えております。ただ、これはどうしても国の配置基準というのがありますので、簡単にはなかなか実

現ができないかもしれませんが、本市の状況等々をお伝えしながら、検討していただきたいと考えております。

最後に、食にとっての安全性と安定性を十分に確保した上で、今回ご指摘をいただいたことを真摯に受け止めまして、食育の推進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

谷委員長

質疑等はありませんか。

かまいませんか。23 ページの評価シートの5の評価のところですが、達成度がBで、方向性はaとなっていて、評価内容が、「現在の取組を継続することとしたい。」と書かれているのですが、現在、達成度がBなので、方向性aに向けて、ただ、継続というよりも、充実させたいというか、何かもう少し必要かなと思います。

教育環境支援課長

その評価の内容の表現ということですか。

谷委員長

そうです。

教育環境支援課長

分かりました、少し表現を検討いたします。

山本委員

食育を進めていく中で、例えば子どもたちが給食に本県の食材を使うということで、他県の食材とどう違うのかという部分について、どう変わっていくのか、変わっていききたいのかという部分も、やはり子どもが、主体で考えた場合には、そういったものをここに成果という部分も盛り込めたら分かりやすいのではないかと思います。

教育環境支援課長

はい、分かりました。

西森委員

22 ページの「②について」のところの内容がよく分からないので、教えていただきたいのですが、これは前回、多分、質疑応答もあったところで、体験学習については、市が想定している授業があると、これを活用して実際活用しているところもある。ということは、結構やっているのではないかとということですよね。

教育環境支援課長

やっています。

西森委員

このようなことをつないで、来年度は未実施校に対して書いてありますが、このつながりがちょっと分からなくて、未実施校というのは、要するに、いずれもやってない学校というように捉えていますか。

教育環境支援課長

そういうことではなくて、この事業を活用して、体験活動を実施してない学校という意味です。

西森委員

そういう意味ですか。グループ的には、活用してやっているところAグループとせっかく予算があるのに、使わずやっているところのBグループと全くやってないCグループがあって、そうした時に、BグループにAグループの方に入りませんかと働きかけるということですか。

教育環境支援課長

改めてこういった事業を活用して、やってみてはどうでしょうかという働きかけをしていきたいと思っております。

西森委員

Cグループがむしろ問題な気がします。

谷委員長

考えてないということになると思います。

教育環境支援課長

Cグループに対しても、全く働きかけをしていなくて申し訳ありません。

西森委員

Bグループはどうか分からないですけど、とにかく予算を使わずにやっているから、極めて結構という見方もあるわけで、むしろ、Cグループの方に言及が必要かと思いました。

教育環境支援課長

分かりました。

松原教育長

先ほど委員長も話していたが、ここに載せる図とか、そういうものをもう少し分かりやすい形にしてください。

教育環境支援課長

タイトルをですか。

松原教育長

タイトルだけではなくて、図の内容があまり小さすぎて、分からないので、もうちょっとこれを大きくしたらどうかと思います。

谷委員長

このホームページのは、字が本当に小さいです。

松原教育長

しかも印字が薄いです。

教育環境支援課長

はい。

谷委員長

それと図によって、何の図かすぐに分かりにくいものは、下にも書いてもらってもいいと思います。

ただ、14ページの「自立支援教室の様子」について、あまりこれは枠で囲まなくていいので解説をそれぞれ書いてもらったらいいいと思います。

松原教育長

統一感のあるような感じでお願いします。

谷委員長

お願いします。

西森委員

22ページのホームページの学校における食育に関する取組の紹介ですが、これは、全部の学校について画面の学校名を押すと画面が展開していくのですか。それとも実施しているところだけですか。

教育環境支援課長

食育の取組を実践している学校だけです。

谷委員長

今後、全部の学校に食育に取り組んで欲しいという考えですか。

教育環境支援課長

そうです。できれば、市教委の方も協力して、全ての学校で、このホームページ上に掲載できるような形で、検討していきたいと思います。後でお配りしました1枚ものの④に関わってくると思

うんですけれども、学校では「食育だより」等の取組も日常的に取り組んでいただいておりますので、そういったものを掲載するとか、単に指定を受けたものだけではなくて、ここに載せる中身についても、検討したいと思います。

谷委員長

その食に関する指導の全体計画は、小・中とも100%実施しているわけですよね。実施しているということは、やはり食に関する全体計画の中にある程度、体験的なものも入るべきと思うので、そこから考えた時に、この22ページの「②について」の食に関する体験学習は、例えば小学校であれば、41校中36校が実施していて、そのうちその事業で実施しているのは何校であり、今後食に関する体験学習を実施していない少数の学校についても実施を促していきたいというような書き方が良いのではないかとも思います。

谷委員長

本市の栄養教諭の配置は何人ですか。

教育環境支援課長

小学校に21名です。中学校給食が始まった時にも、中学校の給食センター2つですので、それぞれ2つのセンターに、基準でいえば、それぞれ2人ずつの栄養教諭を配置する予定です。

谷委員長

4名ですか。

教育環境支援課長

4名です。

谷委員長

国の配置基準というのは、規模で配置人数が決まっているのですか。

教育環境支援課長

児童数が550人以上のところは必ず配置です。鏡地区の共同調理場も配置です。それから41校の中からこの550人以上の学校プラス、鏡地区の共同調理場を引いた学校数に3分の1をかけて出た校数に、配置をするというのが国の基準です。

谷委員長

この栄養教諭がいる学校は、全体計画であるとか、指導計画もできていますか。

教育環境支援課長

もちろんできています。

谷委員長

栄養教諭がいない学校については、ちょっとまだできていないということですか。

教育環境支援課長

そうです。それについては、参考資料の配付とか、兼務がかかっている栄養教諭、栄養職員への働きかけが必要になってくると思います。

谷委員長

結局、学習指導要領にも、食教育の推進と、多く出ているので、作らなければいけないという状況だと思います。

松原教育長

栄養教諭が配置されているかどうかという問題ではなくて、要は、学校給食をやっておれば、計画はなくてはならないと思います。

谷委員長

そう思います。

教育環境支援課長

貴重なご意見をありがとうございました。

西森委員

そこに若干関連しますが、提言の①—1の部分ですが、具体的な取組、支援というところには、多分かなりいろいろなことが入っているのだらうとは想像しているんですが、具体的な方策はあるんですね。ただ、きっちり作ったら難しいものなんでしょうけど、食育の計画を作るといって着手して、とりあえず仮計画を作って実施していくといえれば作れるだらうとは思いますが、やるということが大事ではないかと思いました。

谷委員長

食は非常に重要で、注目もされているので頑張ってくださいと思います。

よくやってくださっていると思います。

他にはございませんか。

委員一同

【なし】

谷委員長

次へ行きたいと思います。対象事務4 小中一貫校の推進について、お願いします。

教育政策課教育企画監

教育政策課の和田でございます。それでは、お手元の資料25ページから28ページに沿って、説明させていただきます。早速ですが、25ページにあります、評価委員からは、学校を拠点とする地域づくり、小中一貫教育校の全国的なモデルとしての期待、設備、環境を活かした特色ある教育活動の展開という観点から、着実にその成果が上がっているという高い評価をいただいています。

その上で、次の7つのことが必要であるのご提言をいただきました。①土佐山学舎における特色ある取組を持続可能なものにするための手立てとして、財政的な支援が受けられるよう、教育活動の成果の積極的なアピール、②意欲的かつ効果のある小中一貫教育を持続する取組とするために、高知市教育委員会、教職員、保護者の4者や相互の意識合わせを重層的に行っていく場づくりへの十分な配慮、③「4・3・2」の学年区分を機能させるために、小・中教員がお互いの校種の教育課程を学び合い、理解するための研修の場を積極的に設けていくことの必要性、④小中一貫校のモデル校として、諸課題の克服に向けて、トライアンドエラーを恐れない積極的な機運にあふれる組織づくり、⑤子どもの成長を伝える効果の高いICTの活用をめざして、研修や研究発表を通じた個々の教員における情報リテラシーの向上、⑥9年間の系統性を維持しつつ、子どもたちの主体的な学びの機会や、発展的な学習に取り組む機会につなげる「土佐山学」の学習プログラム編成、⑦多様な学習スタイルの導入や学習の成果を発揮する機会として、体験活動・交流活動を取り入れるなど柔軟かつ実践的な「英語教育」の展開、といった7つの提言をいただいております。

それでは、順次対応する取組について述べさせていただきます。まず、提言の①につきましてですが、各学校への財政的な措置の必要性につきましては、まずは教育委員会に説明する義務があると、そうした中で、財政当局に直接その教育をアピールするのは、教育委員会の役割であると考えています。しかしながら、財政当局の判断を左右する最も重要な要素は、その学校の取組が広く市民からの理解を得られるものであるか否か、成果が分かりやすく市民に伝わるものであるか否かという点でございます。

この点に着目しますと、土佐山学舎における取組は、様々な分野から期待と注目を集めておりまして、その期待がより良い教育を創造しようとする学校の推進力に結び付いているものと考えています。また、その成果は、確実に上がってきており、現在学校のホームページあるいはSNSを通じた広報活動も積極的なものになってきております。

様々な分野からということですが、全国から視察も7件、8件という形で教育関係を問わず、経済関係のところからも来られています。

あるいは全国的な雑誌の取材でありますとか、市内、市外を問わず、何件かの視察もあるという中で、やはり、教育と地域活性化といった取組についての関心に、非常に高まりがあります。

今後とも、学校と教育委員会が連携し、土佐山学舎の取組が、子どもたちのより良い成長を促す取組であり、中山間地域における小規模校のモデルを提案する先駆的な取組であるといったことへの理解を促しながら広く市民から理解と共感を得ることで、財政的な措置に結び付けられるように進めていきたいと考えています。

提言の②につきまして、「勉強ができるようになりたい」、「色々なことにチャレンジしたい」という児童生徒の思いや、「毎日楽しく元気で学校生活を送って欲しい」、「思いやりのある子どもに育てて欲しい」といった保護者の願いに寄り添った教育実践を進めることは、学校の使命であります。土佐山学舎においても然り、子どもにはそれぞれ個性があり、抱えている課題もその背景も様々であります。

特に、校区外から通学する児童生徒が多い土佐山学舎にありましては、個々の家庭が求める教育ニーズも様々であることを留意しなければなりません。加えて、「活気あふれる土佐山であって欲しい」という地域の願いに応えられる学校であることは、地域の活性化という大きなテーマに挑んでいる土佐山地域にとって、大きな推進力ともなりえます。これらのことから、土佐山学舎では、他の学校にはない「校区」や「地域」の概念があることを念頭に、関係者間において課題の共有と共通理解を深めるとともに、地域社会が一体となって教育活動を支える仕組みとして学校運営協議会の充実を図ってまいりたいと考えております。併せまして、学校行事や、地域行事への参画を通して、居所の違いを超えた家庭同士のつながりを創出できるよう、PTA活動の活性化にも取り組んでいくといった形でございます。

続きまして、提言の③につきましては、これまで、小学校、中学校の枠組みの中で、教職に従事してきた多くの教職員にとりまして、これまでにない組織体制で臨む小中一貫校で臨む実践に、少なからず戸惑い、悩みを持つことは想像できます。また、1学年1学級という小規模校であることに変わりはなく、このことは、組織における横のつながりや情報共有の欠如を招きやすい状況にあるということには、十分な留意が必要であると考えます。

そこで、「4・3・2」の学年区分に適った教職員の組織体制を確立するとともに、指導内容や期待する教育効果、児童生徒の実態等に応じた指導システムの確立をめざし、「学年」、「単一ブロック」、「複数ブロック」、あるいは「学校全体」の適切な使い分けと弾力的な運用について、研究を進めていきたいと考えます。さらに、「ブロック長」等の新しい分掌を設置することによって、教職員組織の横のつながりといったものの充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、提言の④につきまして、現在、「土佐山学」や1年生からの英語教育など特色ある教育活動へのチャレンジを通じて、学校と家庭、地域社会の連携による教育が、好サイクルを生み出し始めています。このことは、いきいきと学ぶ児童生徒の姿が、教職員個々の高い実践意欲を引き出すとともに、土佐山学舎の教育が家庭や地域社会に受け入れられ、惜しみない支援が得られるということの表れであると考えております。

中山間地域における教育のモデルを発信することは、土佐山学舎の一つの使命ではありますが、教育活動の動機付けは、あくまでも子どもの実態であり、成果もまた子どもの変容であることを忘れてはなりません。

ここに考えを及ぼす時に、「具体」から「抽象」へと学習内容が変化する時期や、「心」と「体」が大きな成長を見せる時期にあっても、子どもたちのスムーズな学年移行とより豊かな成長を促すためには、常に新しい提案、新しい実践を組織として創造し続けていくということが重要であると考えております。土佐山学舎では、こうした進取の気風を支える体制づくりに取り組むとともに、各種指定授業の活用等によりまして、校内研究の活性化を今後推進していく必要がございます。

続きまして、提言の⑤につきましては、新校舎完成以前からICTを活用した授業づくりについての研修を積み重ねておりまして、昨年10月校舎が完成してはいますが、その当日からICTを活用した学習指導にも積極的に取り組んでおります。また、研修計画の中にも位置付けをされております。変化の激しい社会の中にあつて、ICTは、この周期が非常に短く、陳腐化のスピードが速く、本市では、教育分野におけるICTの活用はこれからのテーマとも言えます。土佐山学舎におけるICTの活用が、本市における同分野の牽引役となるよう、情報リテラシーの充実について、研究を継続していきたいと考えております。

しかしながら、学校、とりわけ義務教育におきましては、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」という4つの要素とともに、「発表する」、「つくる」、「描く」、「歌う」、「奏でる」、「実験する」、「観察する」、「演技する」、「運動する」といった表現力や「かかわる」、「ふれあう」、「わかりあう」、「助けあう」といったより良い人間関係づくりの基本を総合的に学ぶ場でもあります。このことから、教育には多様な指導方法があることを再認識し、児童生徒の実態等にに応じて、それらを適切に使分け、児童生徒の力を最大限に引き出すことができるよう実践力の向上につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、提言の⑥につきましてですが、現在行われている「土佐山学」は、これまで土佐山小・中学校で取り組まれてきた「総合的な学習の時間」を再構築したのもでもあります。

「地域を生きた教材に」ということを合言葉に、地域のあらゆるリソースを活用した教育に取り組んでいることが、特に校区外から通学する児童については、その保護者に「特認校制度による通学」を決断させる大きな理由ともなっております。

しかしながら、単一の学年による取組で終わっており、より上級の学年での学習につなげる系統性に欠けている点が大きな課題であることは、学校としても認識しているところでございます。また、一つひとつの取組を、児童生徒の探求心に結びつける手立てについても、模索をしているところでございます。

今後は、他の学習活動と同様、「ブロック」を単位とする指導体制の確立を図るとともに、学習内容と児童生徒の発達とをリンクさせることで、「総合的な学習の時間」本来の目標である「問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度」を育てる視点を重視した指導計画の立案に取り組むということでございます。

最後に、提言の⑦につきまして、1年生からの英語教育については、土佐山学と同様、土佐山学舎における特色ある教育活動の一つとなっており、特に前期ブロックでは、日常的に英語に慣れ親しむことに重点化し、音や動きを通じた学習活動が行われています。

こうした学習の積み重ねが、英語嫌いをなくし、中期ブロック、後期ブロックと、時間的にも内容的にも厚みを増す本格的な英語の時間への円滑な移行につながるものと考えております。

その一方で、少しずつ習熟度にばらつきが生じたり、元々表現活動を苦手としている児童生徒の学習意欲が極端に低下したりといった状況がみられることに留意しなければなりませんけれども、これは英語教育に限ったことではなく、あらゆる教科、領域に起きることを考えなければなりません。

また、学んだことをどれだけ活用できるか、自分の力を試す場があることは、学習への動機付けや学習の継続への意欲を引き出すとともに、自分の在り方や生き方を考える契機にもつながると考えます。このことから、今後は、習熟度別学習や放課後、長期休業中の加力指導、体験や交流による既習事項の活用の機会設定等、効果的な学習形態の研究に取り組んでいくように考えています。

ここで、補足ですけれども、課題が挙げられていますが、今現在、2、3年生と5、6年生が複式といったことで報告させていただきましたけれども、すでに入学の応募、申請が始まっておりまして、今日現在の入学の申請者数が24名です。

この内訳を合わせまして、来年春には全ての学年で複式は解消となるようになっていくところでございます。ちなみに、10月24日に学校説明会を他の特認校に先行して行いましたが、高知

市内あるいは県外からも含めまして、150名、66家庭の来校者がありました。このことは、本年4月からいろいろな形でメディアにも発表が行われましたので、土佐山学舎の教育というのが、ある程度理解されたものと思っています。以上です。

谷委員長

それでは質疑等をお願いします。

西森委員

トライアンドエラーというところについて質問等をしたいのですが、まずこの言葉は、26ページの提言の④の中に、小中一貫校のモデル校として、諸課題の克服に向けて、トライアンドエラーを恐れない積極的機運にあふれる組織づくりと書かれていて、次に37ページの方を見ますと、これが評価委員からの意見の原文ということになるかと思えますけれど、そこには、課題を克服していくことが必要で、トライアンドエラーが積極的に行える気運づくり、組織体制も考慮すべきと考えられている、まず37ページがあって、次に26ページの④に引用されているというか、その対策が27ページの「④について」で書かれていますけれど、ここにはトライアンドエラーという言葉は使われていないという構造でよろしいですか。

教育政策課教育企画監

はい。

西森委員

多分、このトライアンドエラーということと、教育ということに関しては、すごく難しい問題もあるのだらうと思っています。

保護者にとったら、すごく敏感に反応しかねない言葉であると、一方で、完璧にでき上がっている教育メソッドがどこかにあって、それを旧態依然で百年繰り返していればいいかという、決してそれも違って、多分、子どもに合わせて、また時代に合わせていろいろ教育方法を変えて、トライアンドエラーしながらも、総体で見たら、子どもも時々失敗しながらも、でも総体的に見たら成長していくということなのかと思います。

だから、これに反対というわけではないのですが、その中で、37ページの評価委員のお話をもう1回見ると、この機運づくり、組織体制というこの2つの項目ではないのかなという感じがします。

まず、トライアンドエラーを行うのは学校で、かつ、それをよしとする保護者というか、あるいは高知市民というか、この土佐山学舎というのは、そういう学校だということで、極端に言ったら、ちょっと挑戦的なこともやるから、時に結果的に検証したら失敗だったということもあるかもしれないけれども、多分それも含めて、子どもをその最先端の教育で育ててもらうんだと、それで、多少短い目で見ればちょっと失敗となるかもしれないけど、そこは理解した上ということで、そういうやり方でいいのではないのかと思います。ここに書かれている気運づくり、組織体制というのは、多分、学校に対する問題と、気運というのは、社会に対する気運づくりなのかと私は感じました。

26ページの提言の④の方でまとめているところでは、機運にあふれる組織づくりということで、学校の中の話に寄せてしまっていて、社会全体からこの学校に対するトライアンドエラーを支持してもらおうというのが、ここだと抜けている感じがするので、評価委員の話が、ここにうまく結びついていないのではないかという気もして、後、あえて気持ちの気運を評価委員が使った理由が何かあるのではないかと思いますので、すごくこだわりたいところだと思います。

それで、27ページの「④について」では、もうその言葉は使わずに、チャレンジという言葉が、言ってみればトライアンドエラーを含む意味だと思います。提言の④に対する対応のところでは、「進取」の気風を支える体制づくりという言葉がもう1回出ているので、これであれば学校だけではなくて、その市民全体に対する働きかけという感じもします。

この部分は、2つのものが入ってくるのではないのかという感じを意識されてもう1回構成されたらいいかなという感じがいたしました。

教育政策課教育企画監

評価委員は、文面からすると多分おそらく両者の気持ちだと思います。

西森委員

そのような感じがいたします。

教育政策課教育企画監

学校説明会の中では、この学校はたくさんのミッションを背負った学校で、他の学校にない発想でいろいろなチャレンジをするというような発信をして、それにご賛同いただいた方は入学の申請をしてくださいと話しております。ですから、この学校は他の学校と違ってそのミッションの一部を、保護者も子どもたちも背負いこむことになりますと投げかけさせてもらっています。

西森委員

では説明はできていることだと思います。

教育政策課教育企画監

そしたら提言の④に関して、評価委員に対し提言の意味合いを確認した上で、少し訂正します。

西森委員

わかりました。

松原教育長

28 ページの「⑥について」ですけれども、現在行われている土佐山学は、これまで土佐山小・中学校で取り組まれてきた総合的な学習の時間を再構成したものであるとっていいのですか。

教育政策課教育企画監

やはり教育課程の上では、そういう形で置き換えているということになっています。

谷委員長

目指すところは、探究的な学習とかそういうものを目指すわけでしょう。

松原教育長

目指すのは、キャリア教育であったり、3つの教育を新しい目指すところとしてやっているわけで、それは単なる、今までやった体験的な学習だけではないということです。新しい子どもたちのキャリア教育であったりという形の確認の中でやっているのですよね。

教育政策課教育企画監

これまでの総合的な学習の時間とは少し狙いを変えております。

谷委員長

探究の指定校は、どうやって受けているのですか。

学校教育課長

探究の指定は総合だけではなく、教科を中心にして、県の指定を受けています。

谷委員長

総合等となっているので、そこをはっきりさせなくてはいけないと思います。

松原教育長

英語と土佐山学について、教育課程の特例校の指定を受けているのではないですか。

学校教育課長

特例校の指定は英語だけです。

谷委員長

特例校は英語で、そしたら、総合は、総合で70時間があるわけで、そこで、総合的な枠の時間をやっているということですよ。

土佐山学という総合の時間にやる土佐山学というのは、私もここで思ったのですが、単に、これまで土佐山小・中で取り組まれてきた総合の時間を再構成したものであると言いきる必要は全然なくて、やはり、その総合の趣旨によって、探究的な学習をしているということ、それは、土佐山

の地域との関わりのあるものをやったり、あるいは、英語のコミュニケーションでもいいと思います。結局、英語をこれだけ土佐山がものすごく力を入れてやろうとする中で、では、どの時間を取りますかということになるわけです。そしたら、総合で英語をやるという方法もあるので、その題材は何をやってもいいわけで、そのようなところなどもやっていくと英語に特化して、もっとすごいことになるのではないかと、私もそれは思っているが、現在はまだそういうところにはいってないということですが、28ページのしかしながらの後ですが、「ここを単一の学年による取組で終わっており」とあるのは、「現在は単一の学年による取組であり」と変えたらどうかと思います。

教育政策課教育企画監

評価委員の提言というのは、結局、土佐山学というのは、9年間を見通した学年進行で行われる体験とかではなくて、基本的には、1つのたとえば土佐山学があって、それが一定学年までプログラムされて、1年ごとの完結型ではなくて、ブロックごとで完結していくとか、9年間ですっと継続してやっていくとか、そういう土佐山学を目指したらどうですかという提案です。

谷委員長

だから、その単一の学年の取組で終わっているというような言い方が、あまり適切ではないと思って修正したらどうかと言っているのです。今後の取組としては、今、和田企画監がおっしゃったような学年を超えた取組を行っていきたいということが書かれていたらいいと思います。現在、取組で終わっておりという言葉がいらなないかと思えます。

教育政策課教育企画監

そこは直します。

松原教育長

もう1回、文章を整えないといけない感じがします。

谷委員長

他にありませんか。

山本委員

2点ありますが、25ページの一番下の欄の②ですけれども、高知市教育委員会、教職員、保護者の4者のところに地域という言葉が入らなくていいのかというのが1点と、後、コミュニティスクールについて、あまりここの中では書かれていなくて、学校運営協議会の充実を図るという言葉だけですけれども、今の段階でなかなか浸透してないというのが実情ではないかと、それについてもう少し表記したらどうかと思いました。

教育政策課教育企画監

1点目は、確かに4者に地域社会というのが入っていません。次に、2点目の学校運営協議会の方も、今、山本委員がおっしゃられたように、正式には平成26年度から続きまして2年ということで、私も毎回参加させてもらっておりますけれども、有識者の中での提言をいただいたり、もっと活発というか、もっと本来のコミュニティスクールとは何であるかというところを掘り下げていかなければいけないので、我々も勉強させていただいたり、見守っていきたくと思いますが、今現在は、こういう書きぶりで終わっています。

松原教育長

だから、それはどこに書くのですか。

教育政策課教育企画監

②のところですか。

松原教育長

②ですか。

谷委員長

確認ですが、コミュニティスクールという言葉もどこかに入れるということになりましたか。

教育政策課教育企画監

コミュニティスクールという言葉を入れるというよりは、学校をずっと進めていく辺りの意識合わせ、やはり、そういう場を作るということでも、学校運営協議会というところが、きちんと入っていますので、そこもきちんと充実を図っていきたいと思います。

その学校運営協議会自体には、コミュニティ、保護者、地域の方々、あるいは有識者の方々が入っていますので、様々な見方が出ますので、きちんと充実していきたいというところはあります。

谷委員長

26 ページの下の端に、地域、社会が一体となって教育活動を支える仕組みとして、コミュニティスクール（学校運営協議会）の設置等の充実を図ると書くだけでも随分違うと思います。

教育政策課教育企画監

現在、学校運営協議会という言葉は入っています。

谷委員長

コミュニティスクールは、学校運営協議会の設置が、ほとんどメインなので、この書き方をすると、コミュニティスクールという言葉がここに出ることが大事なかなと思います。

教育政策課教育企画監

学校運営協議会を設置している学校のことを、コミュニティスクールと言います。

谷委員長

だから、コミュニティスクールを入れるとしたらそこしかないと思います。

松原教育長

土佐山学舎については量が多くまとまっていない感じがします。

教育政策課教育企画監

たくさん書いています。学校の方とやりとりをして教育のことについて書いています。

谷委員長

学校の思いも入っているということですか。

教育政策課教育企画監

そうです。

西森委員

読んだときに、すごく熱い教育理念というか、教育者が書かれたものだという感じがしました。

松原教育長

だからこれは、市民に理解を求めるものなので、誰でも分かるようにしてください。

谷委員長

土佐山学舎については、他にはよろしいですか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

そしたら、それぞれの4つの事務について、全体的には、できていると思うので、今一度事務局の方で、見てみていただいて、より一層良いものにしていただくよう、よろしくをお願いします。

松原教育長

なお、意見があれば、ここでは論議ができないけれど、個別にもらったらいいので、それを書き加えてやるということをお願いします。

谷委員長

分かりました。では皆さん、なお、見ていただいて何かありましたら教育政策課にご連絡いただきますようお願いいたします。

以上で、質疑を終了してもよろしいでしょうか。

委員一同

_____ 【な し】 _____

谷委員長

それでは11月26日教育委員会で継続審議ということで、質疑を終了いたします。

市教委第65号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、本日の会でも出された意見を報告書に反映していただき、次回11月26日定例会で、再度、審議することとしたいと思います。事務局の皆さん、よろしくお願ひします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会します。

閉会 午後4時40分

署名

委員長 _____

5番委員 _____